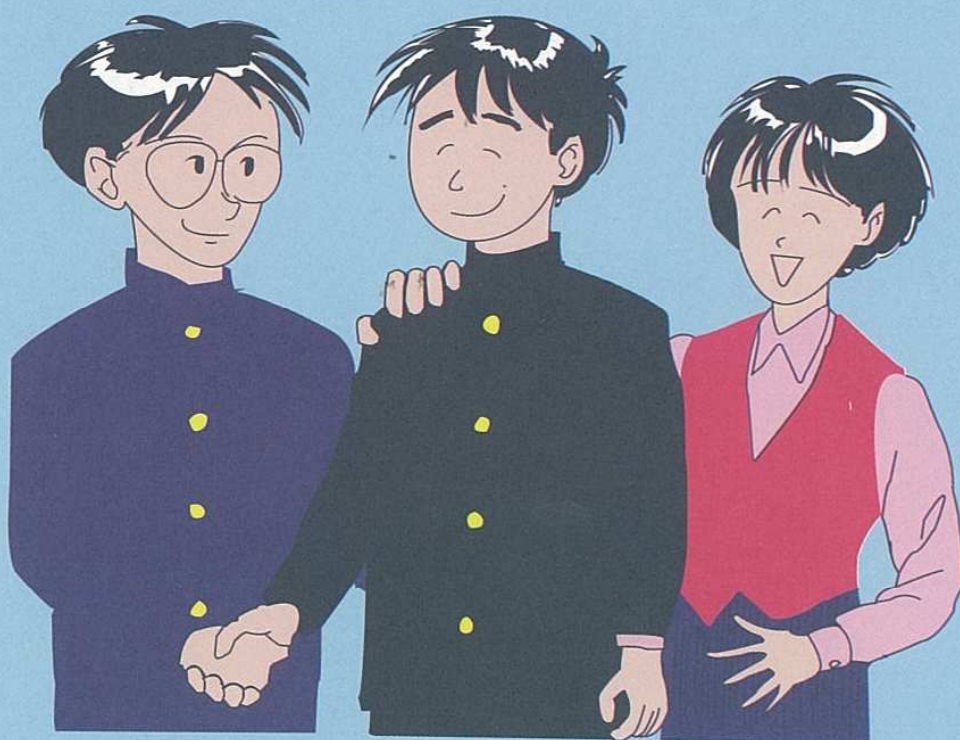


人権教育資料

心ゆたかに

中学生のための同和教育資料



群馬県教育委員会

生きがいのある仕事

吉野 源三郎

だれもかれもが、力いっぱい、
のびのびと、生きてゆける世の中。
だれもかれもが、「生まれてきてよかった」と、
思えるような世の中。
じぶんをたいせつにすることが、
同時に他人をたいせつにすることになる世の中。
そういう世の中を来させる仕事が、
きみたちの行くてにまっている。
大きな大きな仕事、
生きがいのある仕事。

(ポプラ社「人間の尊さを守ろう」より)

は　じ　め　に

「幸せになりたい」「人間らしく生きたい」ということは、人間ならだれもがもつねがいです。そして、このねがいは、日本国憲法によってだれにでも保障^{ほしょう}されている権利です。

しかし、現実の社会の中では、その権利が保障されず、不合理な差別をうけている事実があります。その差別の中で最も深刻なものが、部落差別です。

部落差別とは、同和地区に生まれ育ったということが理由で、人々から差別されることです。そして、同和問題とは、この不合理な部落差別の問題なのです。これは、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題です。

したがって、人間の尊厳^{そんげん}を守り、真の民主主義社会を築いていくためにも、わたしたちはこの同和問題を正しく理解し、これを自分の問題としてうけとめ、解決していかなければなりません。この問題を解決していくことは、わたしたち一人一人の課題であります。

この「心ゆたかに」をとおして、次の時代をになう中学生のみなさんに偏見や差別のない明るい社会をつくる力を身につけてほしいとねがっています。

目

次

○ ⑨ 生きがいのある仕事

○ は じ め に

1. わたしたちのくらしと身近な差別

- (1) 身近な差別を見つめてみよう…………… 1
- (2) わたしたちはどのように生きていったらよいか…………… 9

2. 部落差別の歴史と解放へのあゆみ

- (1) 部落差別の歴史を学ぼう…………… 11
- (2) 近世の身分制度と部落差別のおこり…………… 13
- (3) 明治維新と身分解放令…………… 15
- (4) 解放運動のめざめ…………… 17
- (5) 戦後における解放運動のあゆみ…………… 19

3. 同和問題とこれからのわたしたち

- (1) 同和問題解決の現状…………… 21
- (2) 偏 見 と 差 別…………… 23
- (3) 差別のない社会をめざして…………… 27
- (4) 人 間 の 尊 重…………… 29

○ お わ り に

○ 年 表

1 わたしたちのくらしと身近な差別

(1) 身近な差別を見つめてみよう

① いじめについて

みなさんの学校や学級の中にいじめはありませんか。また、自分自身が友達をいじめたり、友達にいじめられたりした体験はありませんか。 5
まず、みなさんの身近な問題であるいじめについて考えてみましょう。

あれは、運動会も間近になり練習に励んでいるときのことでした。ある人から「〇〇ちゃんが出ると負けるから出ないで。」と言われました。自分なりにがんばろうと思っていたので、わたしはとてもショックでした。自分が遅いのはまちががなく、くやしさをこらえるしかなかったのです。 10

そして、運動会の日は一度は学校に行ったものの、すぐ帰ってきてしまいました。この時から友達の冷たい態度は以前とは比べものにならないほどひどくなりました。物をかくされたり、仲間はずれにされたり、人には言えないようなはずかしいことまでさせられました。 15

そのために、前にも増してわたしは無口になり、とうとう学校に行かなくなってしまいました。

(中学校1年女子人権作文集より)

そして、この子は友達にいじめられるのがつらくて、夢にまでみてうなされたり、なんども死にたいと思ったりしたそうです。

こうしたいじめの例をみるとき、みなさんはどんな感想をもつでしょう 20
うか。

わたしたちには、「友達が学校に行きたくない」と思うほどまでに友達をいじめることが許されるのでしょうか。友達の気持ちをふみにじるいじめがあってよいのでしょうか。

また、自分がいじめに加わっていることに気づいていなかったり、自分に関係ないとばかりに、いじめを見のがしたりしていることはないでしょうか。さらに、悪いこととは知りながらも「みんながやっているから」「やらないと自分がやられるから」というような理由で、いじめに加わっている場合はないでしょうか。もし、このようなことがあるとすれば、これこそ自分さえよければよいというよわい心のあらわれです。 5

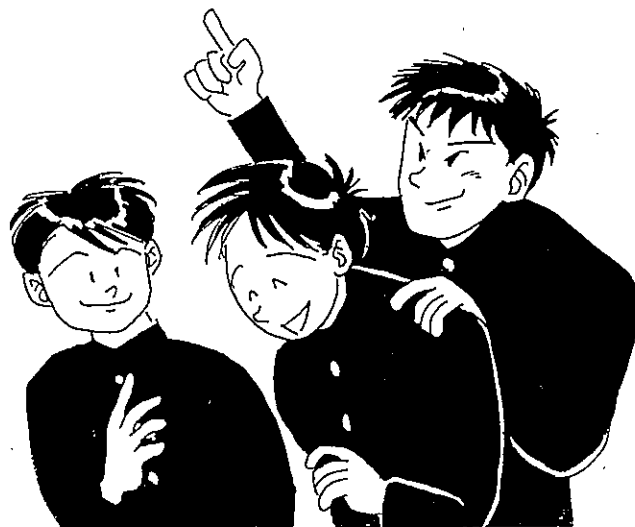
わたしたちに大切なものは、人間同士の心のつながり、そして、相手への思いやりの心ではないでしょうか、思いやりとは、相手の気持ちを尊重し、人間としてあたたかい心を示すことです。

人間はだれでも欠点を持っています。友達の欠点をみつけていじめることは、許されることではありません。 10

いじめは、自分勝手なものの見方、つまり、偏見や差別心によるものです。また、いじめを見て見ぬふりをする態度が偏見や差別を助けてしまうのです。

人間を大切にすることを勉強しているみなさんが、いじめに加わったり、いじめを見て見ぬふりをするのはよくないことです。友達に対して思いやりの気持ちを持ち、いじめをしない、許さない、見逃さない生徒になってほしいと心からねがっています。 15

《注》偏見とは、「かたよった考え、公正でない意見のこと。」



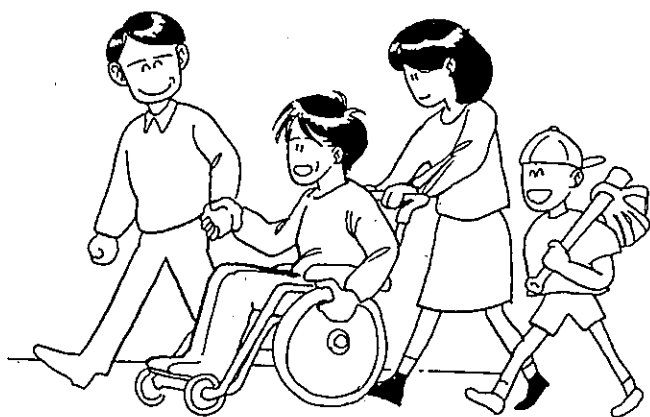
② 障害をもった人に対する偏見や差別について

(ア) 障害をもった人に対する偏見や差別をなくしましょう

わたしたちの身のまわりには、生まれながらにして体の不自由な人や、事故などで目や耳・手足が不自由になってしまった人、また、心にやまいをもっている人など、いろいろな障害をもった人がいます。 5

それらの人たちの基本的人権も尊重され、健康な人となんら変わりなく、平等でなければなりません。

しかし、現実の社会において、わたしたちの生活をふり返るとき、障害をもった人に対して、ことば・態度による、なかまはずれなどの差別があります。



これらは、はずかしいおこないであり、あってはならないことなのです。 10

みなさんの身のまわりはどうでしょうか。

わたしたちは、みんな幸せになりたい、人間らしく生きたいというねがいをもっています。そのねがいを実現させるために、わたしたちは、どのようにしたらよいか話しあってみましょう。 15

(イ) 障害をもった人が一人で活動できる環境づくりに協力しましょう。

わたしたちが歩道を歩いていると、自転車が通路をふさいでいることがよくあります。わたしたちが歩くのさえ困難なのですから、車椅子で通行する人はなおさらたいへんです。車椅子の人は安心して町へ出てい 20
くことができません。

今から15年ほど前に、仙台市や東京の町田市などから、障害をもった

人が一人で歩ける町をつくろうという運動が起こりました。その後、障害をもった人が一人で歩ける町づくり運動は全国に広まり、県や市町村では車歩道の段差をなくしたり、スロープをつけた歩道橋や車椅子用のトイレをつくったり、横断歩道に点字ブロックをしきつめるなどの町づくりをしてきました。

5

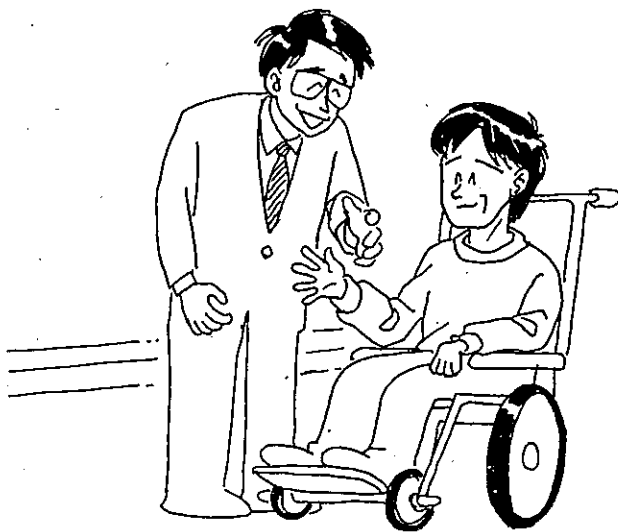
また、障害をもった人たちは、一人一人がもっている障害を乗り越えながら、毎日の生活を送っています。

ところで、わたしたちは障害をもった人に対して、どんな心がまえで接したらよいのでしょうか。

たとえば、交差点で車椅子の人、白いつえをもった人から、イエロー 10
ハンカチを出されたとき、わたしたちはころよく手を貸してあげたい
ものです。自分たちとは別の人という偏見や差別心をもっていないで
しょうか。

わたしたちは、これらの偏見や差別心をなくして、障害をもった人た

ちが、安心して町へでていけるよ 15
うな思いやりの心で生活環境整備
や手助けをするようにしたいもの
です。



憲法第25条では、「すべて国民
は、健康で文化的な最低限度の生 20
活を営む権利を有する。」と定めて
います。これは最低限度の生活が
できない場合、この生活を国が保
障するということです。さらに日
本国憲法を学習し、この問題につ 25
いて深く考えてみましょう。

《イエローハンカチ》 こまっているので手をかして下さいの合図

③ 職業差別について

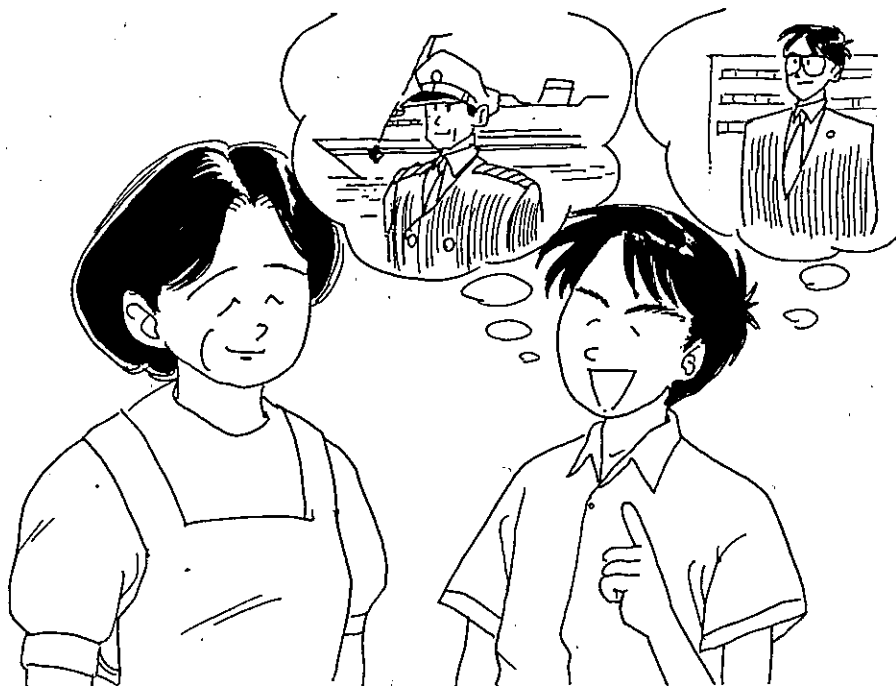
みなさんは自分の心の中に、他の人よりは少しでも自分を優位におきたいという気持ちはありませんか。このような、他の人よりすぐれたいという気持ちは、人生の夢や希望と結びついて努力していくための目標となるので非常に大切なことといえます。しかし、時によって、他人の 5
迷惑になったり、他人の存在など全く無視して自分の満足を得るために、相手を悲しませたり、困らせたりする場合があるものです。

新聞記事に、あるお母さんをほめる内容のことが書かれていました。おもな内容は次のとおりです。

Aさんの息子は成績優秀な立派な青年で、Aさんはその息子を女手一つで、
ビルの便所掃除までして育てあげた。 10

という話でした。

多く的人是「立派な母親だ」とうけとってこの記事を読みすごしましたが、一人の読者から「私はビルの便所掃除を含む清掃業務についているが、この『〇〇までして』とはどういう意味なのか、私は立派な仕事だ 15
と思っている。」という内容の投書が届けられました。



このほかに、わたしたちの身のまわりでは職業に関してけいべつした
ことばが使われております。たとえば現代社会にとって、資源の有効利用
は大切な問題です。廃品回収業の人をくず屋とか呼んだり、運転手さん
のことを運ちゃんと呼んだりするのが、その例です。そして、これらの
言葉が、相手の心をどんなに傷つけるか考えずにつかわれるところに問 5
題があります。



人間の尊さは、職業の種類によるものではなく、その職業にほこりをも
って一生懸命に働き、人のためになる仕事をするにあるのではないで
しょうか。

みなさんは、社会にでてたくさんの人々といっしょに生活していかな
ければなりません。人間関係は、個人個人の気持ちをお互いに理解し、 10
支えあうことによって保たれているわけですから、自分勝手やひとりよ
がり、友達関係をこわし、偏見や差別を生み出すことにもつながるの
です。

④ 部落差別について

これまでのべたほかにも、わたしたちのまわりには、さまざまな差別があります。たとえば、在日外国人に対する差別、アイヌ人に対する差別、女性に対する差別、学歴による差別、老人に対する差別、部落差別などの差別があります。

5

なかでも、部落差別は、同和地区に生まれ育ったことが理由で、他の人から差別されることです。わたしたちは生まれてくる時に、生まれる場所や両親、時代を選ぶことができるのでしょうか、そんなことはできません。それなのに生まれたところによって差別されるのです。

小学校6年の社会科で学習した身分制度のところを思い出してみよう。

10

江戸時代は、人々を士・農工商にわけ、その下にさらに低い身分をおきました。これらの身分は、親から子へ受けつがれていきました。職業も、親から子へ受けつがれていきました。農民や町人より低い身分とされた人々は……

15

この身分制度によって、農民をはじめ、低い身分の人々は職業、結婚、服そう、付き合いまでも制限され苦しい生活をさせられたことなどを学習しました。江戸時代の身分制度が部落差別のもとになっています。

また、憲法のところで基本的人権の学習をしました。

わたしたちは、だれでも、自由に、平等にそして幸福に、くらしたいという願いをもっています。これは、人間が生まれながらにもっている大切な権利で、これを基本的人権と言います。

20

このように憲法で定められているのに、日本国民のすべての人々に基本的人権が十分に保障されているでしょうか。

たとえば、同和地区の人々との交際をさけたり、本人同士が望んでいる結婚を家族やまわりのひとたちが反対して、結婚ができない例もあります。

就職についても差別をうけ、希望するところに就職できなかった例もあります。

5

本人が努力して学力を身につけ、高い技術をもち、人格的にすぐれた人であっても、正しくみとめられなかった例もあります。

このような部落差別が、民主主義社会のこんにち、あってもよいものでしょうか。わたしたちは、人間としてどのように生きなければならぬかを真剣に考えてみる必要があります。

10



(2) わたしたちはどのように生きていったらよいか

① わたしたちのくらしと身近な差別

これまでの学習で、わたしたちの身近に、今なお、いろいろな差別があることがわかりました。わたしたちは人間として生まれた以上、一人一人がみな平等でなければなりません。

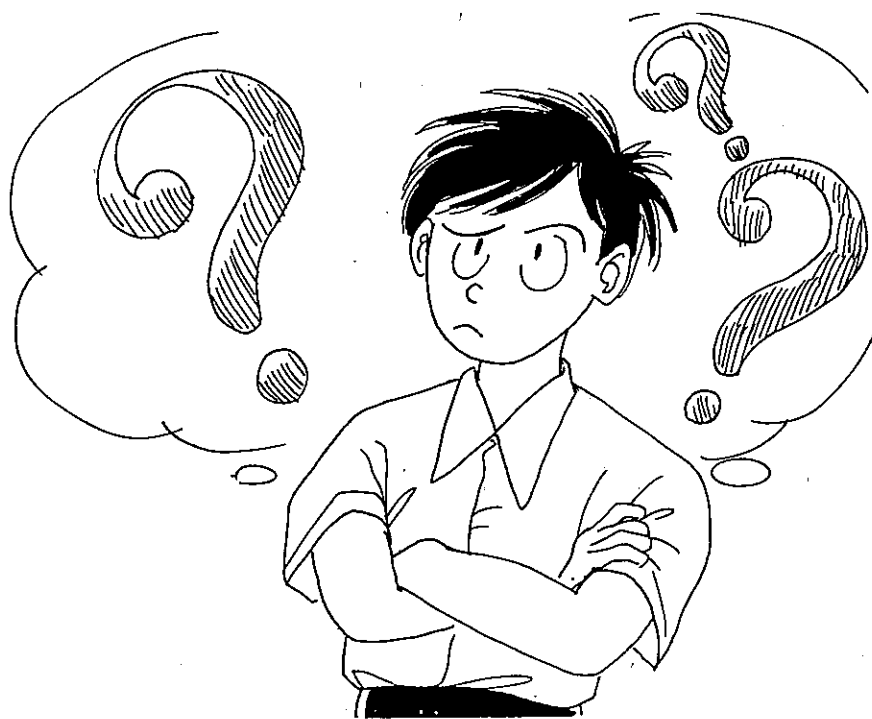
5

一人一人の人間を尊重しあい、真の民主主義の世の中を実現させていくことが、今後のわたしたちの課題です。そこで、まずわたしたちは中学生として、どのようにして身近な差別をなくしていくかを真剣に考えみんなで話し合い、学習していかなければなりません。そして「差別をしない」、「差別を許さない」、「差別をなくす」ことをめざしていかな

10

ところで、同和問題における県民の正しい理解と認識が高まり、進学・就職や結婚をめぐる問題もかなり明るい方向に向かっています。しかしながら、まだ同和問題に対して、他人ごとのような態度をしめしている人も少なくないのが現状です。

15



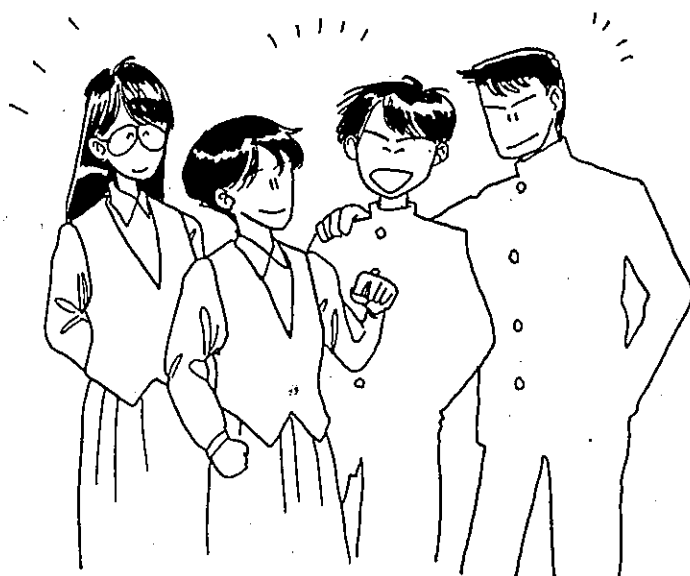
② わたしたちの学級から

中学生として、わたしたちにすぐできることは、まず一番身近な自分の学級をみつめてみることです。

わたしたちは、いつも自分のことばかり考えてはいないでしょうか。友達が悩んでいたら、その友達の身になって考えてやることができるでしょうか。相手の立場に立って、自分をみつめることができる人はすばらしい人です。自分勝手や一人よがり、友達関係をこわし、偏見や差別を生み出すことにもつながります。「自分が友達からしてほしいと思うことを、友達にしてあげ、してほしいことは友達にもしないようにする。」このことはとても大事なことです。 10

わたしたちは理屈ではわかっている、なかなか実行できないことがあります。また、友達を差別しても、うっかりそれに気がつかなかったり、差別されている友達をみても、見て見ないふりをすることがあります。

わたしたちは自分たちの学級で差別についてしっかり話し合い、どんな小さな差別でも、差別を許さない、差別をなくしていこうという強い意志を、お互いの心の中につくりあげていかなければなりません。 15



2 部落差別の歴史と解放へのあゆみ

(1) 部落差別の歴史を学ぼう

① 部落差別の歴史を学ぶ意味

部落差別は「同和地区に生まれ育った」ということが理由で差別をされていることをさしています。 5

憲法では、すべての国民は生まれながらに平等であり、かつ、基本的人権を有し、それを侵してはならないことを示しています。部落差別は憲法の本質にも反しているのです。

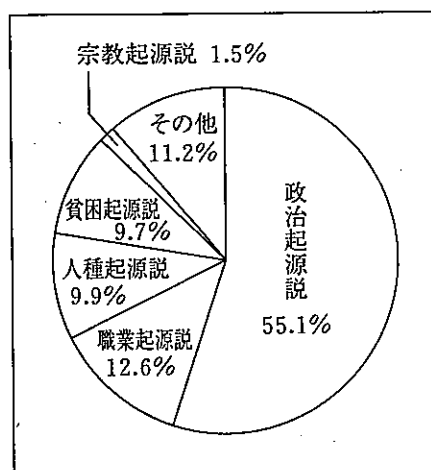
しかし、部落差別は現在でも残されています。その原因のひとつには、被差別部落が生まれた理由を正しく理解しようとしなくて、あるいは 10 誤った考えで、差別を代々語りついできていることがあげられます。

部落差別の歴史を学ぶことは、同和問題について、正しく理解するための学習をしていくことです。

② 被差別部落のおこり

被差別部落のおこりについてはいろいろな説があります。右のグラフは被差別部落のつくられた理由を平成5年、国が調査した結果です。このグラフは被差別部落の起源について正しく理解をしていない人が約45%もいることを示しています。

〔被差別部落のつくられた理由〕 15



平成5年総理府調査による 20

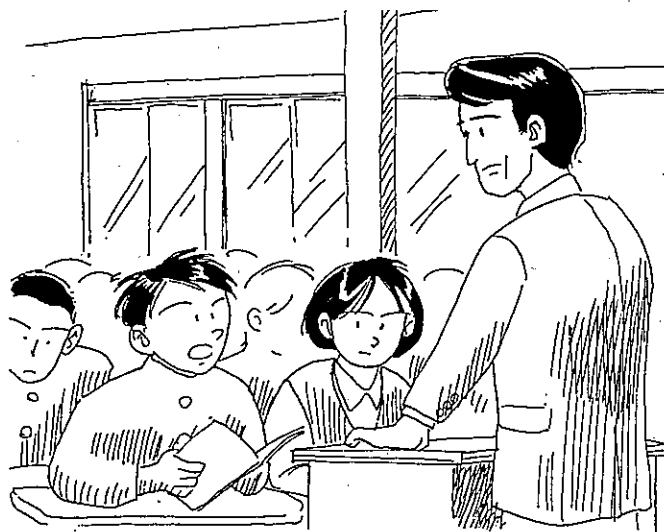
被差別部落のおこりは政治的につくられた説が正しいのです。

幕府は士・農工商の身分を定め、人々をそれぞれの身分・職業に固定することにより武士の支配する社会秩序を固めようとしたのです。農工商の下には、えた・ひにんと呼ばれた、さらに低い身分の人々がおかれました。職業もきびしく制限されたり、町はずれや荒れ地などに住まわされた人々もいました。幕府や藩の政策は、これらの人々を差別させることで、農民の優越感を高め、支配者に対する不満をそらそうとしたのです。

また、同和地区の人々は朝鮮半島からの渡来人の子孫だとの誤った考え方もあります。日本人は東アジア、東南アジア等の混血民族といわれ¹⁰ています。祖先に朝鮮半島の人々がいるのはあたりまえのことです。古代では、朝鮮半島や中国大陆から大勢の人々が渡来し、すぐれた文化や技術を伝えてくれました。平安時代では、貴族のなかにも渡来人の系統といわれた人たちがいました。朝鮮半島や中国大陆の人々をさげすむようになるのは、明治以後、日本の大陸進出が本格的になってきた時、政府等により行われているのです。

したがって、「同和地区の人々は人種がちがう」という考え方はまちがっており、差別される理由はないのです。その時代の政治をおこなう人々が、自分たちのつごうのよいように差別したり、しむけたりした結果あってはならない差別が現在まで残されているのです。

20



(2) 近世の身分制度と部落差別のおこり

① 身分制度のはじまり

全国統一の大事業は、織田信長によってはじめられ、これを受けついだのが豊臣秀吉です。

秀吉は、全国の田畑を調査し、米の収穫高をきめ、耕作する者もきめて、きびしく年貢をとりたてる太閤検地を行いました。さらに、農民のもっている武器をとりあげ、武士と農民の身分をはっきりわけようとなりました。武士による農民支配のはじまりです。

秀吉は、1591（天正19）年に身分統制令を出し、すべての武士に対し農民にかえることを禁じ、農民が他の職業につくことも禁止しました。この身分統制令が、のちの士・農工商の身分制度のもとになりました。

② 幕藩体制の確立

江戸幕府は、秀吉によってつくられた制度を受けつぎ、幕藩体制といわれる政治のしくみをととのえました。これは、幕府や藩が一般民衆を支配するしくみです。

江戸時代の人口は、約3,000万人ぐらいといわれています。このうち、武士が7%ぐらいです。わずかの武士階級が10倍以上の多くの民衆を支配することができたのは、強力な武力をもっていたからです。しかし、これだけでは十分ではありませんでした。

武力にたよるほかに、民衆をいくつかの身分にわけ、全体としてまとまった力が発揮できないようなしくみが必要でした。そこで、人々をお互いに反目させました。また幕府は、武家諸法度で大名をとりしまり朝廷や公家の行動も法度を定めて制限しました。農民に対しても、慶安御触書で日常生活を細かくさしずしました。

③ 部落差別のおこりと差別の強化

部落差別は、幕府や各藩が自分たちの支配体制を維持するためにつくり出されたものです。

士・農工商の下に「えた・ひにん」という身分をつくり、農民の苦しみや不満をそらすしくみをつくりました。

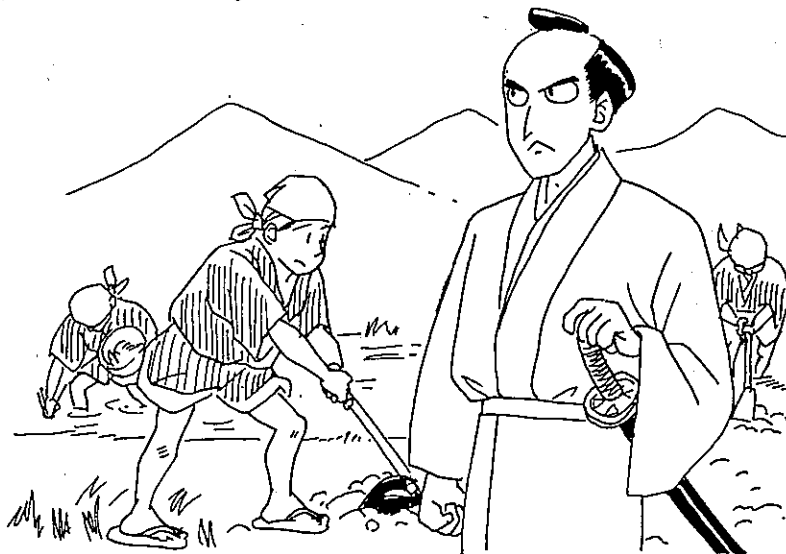
5.

その後、貨幣経済が発達するにつれて、幕府や諸大名の財政はいちだんとくるしくなり、武士の生活もきびしくなってきました。そのために、幕藩体制もゆるぎはじめました。そして、各地に一揆が発生し、世の中が乱れてきました。幕府や諸大名は、これらの一揆をおさえるとともに、身分をはなれようとする人たちをきびしくとりしまりました。とくに「えた・ひにん」とよばれた人たちに対しては、農工商の人たちと区別するために、身なりや生活を規制する禁令を出して、差別をよりいっそう強化・拡大しました。

④ 解放への動き

幕末が近づくにつれて、諸藩から差別を強化する法令がたくさん出されました。こうしたたび重なる差別政策に対して、農民や被差別部落の人たちが団結し、一揆をもって対抗しました。

被差別部落の人たちの解放への意欲は、幕末のころになると、いよいよたかまっていきました。



(3) 明治維新と身分解放令

明治政府は、「四民平等」をかかげて、封建的な身分制度を廃止して近代国家への第一歩をふみ出しました。そして、1871（明治4）年に太政官布告（身分解放令）によって、「えた・ひにん」という呼び方はしないことと、職業の選択は自由であることを出しました。

5

これは、長い間封建的身分差別のもとで苦しんできた人々にとってたいへん大きな喜びでした。このようにして法律のうえでは、身分差別はなくなりました。しかし、実際にはわが国の社会から、身分差別はなくなりませんでした。

① 壬申戸籍がもたらしたもの

10

法律の上では、身分解放令が出されたにもかかわらず、実際には身分差別がなくならなかった理由の一つとして、壬申戸籍があげられます。

明治政府は、「身分解放令」を出した翌年（明治5年）に新戸籍（壬申戸籍）をつくりました。ところが、この戸籍には、「もとえた」とか、「新平民」という新しい差別用語が記入されたところもあり、戸籍の中に身分差別が残されました。この戸籍は日本が近代国家をめざすようになって、はじめてつくられたもので、その後の戸籍にもさまざまな形のさげすまされた名称が1968（昭和43）年まで残され、利用されていました。現在この戸籍は政府が保管し、見るのが、ぜったいに禁じられています。

20

みなさんは、島崎藤村の「破戒」を読んだことがありますか。主人公が、「部落出身であることをかくせ」という父親の戒めを破って自らの出身を告白したために、教師の職を追われてアメリカに渡らなければならなくなったというあらすじです。

これは、小説であって事実そのものではありませんが、このような差別は明治時代になってからもほんとうにあったのです。

25

② 身分解放令と職業選択の自由

「身分解放令」におけるもう一つの大きな内容として、「職業選択は自由である」ということを、はじめに述べました。しかし、同和地区の人々に広く自由な職業選択を保障するというはっきりした政策は、なにひとつとられませんでした。一方では、納税・教育・兵役などの義務を負わされ、また、それまでほそぼそとやってきた仕事もとりあげられ、経済的に苦しくなった人々の生活の保障もありませんでした。これに対し、旧武士に対しては、多額の一時金を支給して生活を保障しました。「身分解放令」で同和地区の人々に対する国の生活保障が十分に行われていたら、こんにちの同和問題は解決していたかも知れません。「身分解放令」が実質的な解決をもたらさなかったといわれる理由もここにあります。

③ 人々の意識をかえられなかった身分解放令

以上のように、明治政府になって「四民平等」の世の中になりましたが、形の上でそうなったというだけで、身分や生活上の自由や平等がほんとうに実現されたわけではありません。こんな話もあります。「身分解放令」の發布を喜んで同和地区の代表が大庄屋のところにあいさつにいったところ、「あのお触れはお上のつごうで5万日の日のべになった」といわたされたということです。このことは、「身分解放令」が出されても、当時の人々の考え方や生活感情がすぐに変えられなかったことを示しています。

「身分解放令」が名前だけで中身のともなわないものであることに失望した人々が、その後に起こる自由民権運動に大きな期待をよせていったのは当然のことです。

この運動の影響をうけて、1903(明治36)年に大日本同胞融和会がつけられました。この会の運動が大正時代に入り、人々の心が一つに融けあって仲よくしていこうとする運動にひきつがれていきます。

(4) 解放運動のめざめ

① 経済の発展

第一次世界大戦が始まると、ヨーロッパの国々の工業製品はアジアへこなくなりました。そのために日本の輸出はふえ、製品がたくさん売れて、日本は今までになかった好景気となりました。この好景気は、資本家 5
に大きな利益をもたらしました。一方ではもののねだんが上がり、働く人びとの収入はそれほどふえなかったので、生活は苦しくなりました。

また、シベリア出兵をみこして、大商人や地主が米の買いしめをしたこともあって、米のねだんが急に上がり、食糧不足は深刻なものとなりました。なかでも苦しんだのが、貧しい労働者、農民、そして同和地区 10
の人たちだったのです。

② 米騒動

1918（大正7）年、米の値上がりにたえられなくなった富山県の漁村の主婦たちが、米屋をおそいました。これをきっかけに、「米騒動」が全国 15
の都市・農漁村・鉱山におこり、米を買いしめていた商人や、地主がおそわれたのです。政府は、軍隊まで出動させてこれをしずめました。

この米騒動は全国各地に広がり、約50日間も続き、参加した人たちは70万人をこえたといわれています。このとき、差別と貧困に苦しめられていた同和地区の人々もこの運動 20
にすすんで参加しました。これに対して、政府は同和地区の人々を、特にきびしく処罰したのです。また、一方では、同和地区の人々の不満をそらし、やわらげようとして、いろいろな政策をすすめましたが、差別 25



をなくすことにはなりませんでした。

③ 社会運動の高まり

第一次世界大戦中の経済の繁栄は一時的なもので、大戦が終わると不景気になり、生活に苦しむ人がふえました。人々は米騒動の経験などから、その願いを実現するためには、団結や組織的な活動が必要なことに気がつきました。こうして労働運動は活発になり、労働組合の組織もひろがっていったのです。

また、「身分解放令」ののちも、きびしい部落差別をうけ、社会的にも経済的にも苦しめられてきた人々のあいだには、自分たちの団結の力で、自分たちを差別から解放しようとする運動がおこり、「水平社」が結成されたのです。その大会宣言は、日本最初の人権宣言といわれています。

④ 水平社の運動

1922（大正11）年、全国各地の同和地区の代表が京都市に集まり、自分たちの手で部落の解放をはかるために、「水平社宣言」を採択し、団結をよびかけるとともに、「人の世に熱あれ、人間に光あれ。」とうったえ、差別するものに対して、そのあやまりをただし、反省を求めることを決めました。

その後、各地に多くの水平社がつくられ、同和地区の人々をみさげるような言動をきびしくとりあげていったのです。こうして運動は、着実に発展していきました。

ところが、1937（昭和12）年、日中戦争がおこり、日本が太平洋戦争へとすすんでいくなかで、民主主義的な考えは弾圧され、水平社運動も政府によって解散するよう命ぜられました。しかし、差別に反対する運動はこうしたなかでも続けられ、第二次世界大戦後の解放運動へとひきつがれました。

(5) 戦後における解放運動のあゆみ

1946（昭和21）年に公布された「日本国憲法」は、基本的人権の確立によって画期的な内容をもっていました。新憲法では、いっさいの戦争をやらないという誓いととも、基本的人権を保障し、人間の平等については、国民はだれでも、法律の上で同じようにとりあつかわれること 5 を明らかにしました。しかし、部落差別を解消するための具体的な政策がなされなかったため、憲法の保障にもかかわらず、現実の社会での部落差別はなくなりませんでした。

① 戦後の同和地区の人びとの生活

農地改革によって小作農は自作農になりましたが、この農地改革は約 10 30アール（三反歩）以上耕作する農民を対象としたので、それ以下の小作農が多かった同和地区の人々は、自分たちの土地を手に入れることができませんでした。同和地区の人々の多くは、あいかわらずわずかな農地でくらすよりほかありませんでした。また一方、都市では戦災によって工場や住宅の多くが失われ、さらに兵隊の復員や海外からの引きあげ 15 者などが加わって、食料難、住宅難のなかで安定した職業もないまま、貧しい者どうしがより集まって暮らさなければならませんでした。

② 戦後の解放運動

解放運動は第二次世界大戦のあいだは中断されていましたが、1946（昭和21）年2月、京都市で「部落解放全国委員会」が結成されました。20 戦前の全国水平社の伝統は、このようにしてうけつがれました。

1950（昭和25）年の朝鮮戦争による好景気をきっかけに、日本の経済は急速に回復し、高度成長のあゆみがはじまりました。産業が発展し、

人々の生活はかなり安定してきましたが、同和地区では、失業や低収入やひどい生活環境が改まらず、教育条件にも恵まれませんでした。そして就職や交際・結婚などの面でいぜんとして差別されていました。

解放運動が新しい方向に進むきっかけになったのは、1951（昭和26）年に京都市で起こった「オール・ロマンス事件」でした。この事件をと
5
おして、解放運動は、政府や地方の行政当局に部落差別を解消する具体的な手だてを要求する運動として広がっていきました。

この広がりの中で、同和地区の人々が中心になって、1957（昭和32）年には、国会に対して同和問題の根本的な解決をはかるため、国に総合的
10
対策をたてるよう強く働きかけました。

③ 同和対策審議会の設立と答申

このように要求運動がもりあがる中で、1960（昭和35）年、総理府に「同和対策審議会」がもうけられました。この審議会は、同和問題解決についての基本的な手だてを長い歳月をかけて検討し、1965（昭和40）
15
年によく、その結果であるところの「答申」を政府に提出し、はじめて同和問題の解決は国の責務であり、国民一人一人がとりくむべき問題（国民的課題）としました。



3 同和問題とこれからのわたしたち

(1) 同和問題解決の現状

① 同和問題解決のためのとりくみ

同和地区は、明治時代になり封建的身分制度がなくなった後も、狭い住宅、不衛生な環境、さらには、職業差別による経済的な貧困などにより、差別が差別を生み出すという悪循環をくりかえしてきました。そこで、こうした差別をくりかえさないため、同和地区内の環境を改善し、住宅を改良し、生活水準の向上をはかるため、国では、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」をつくりました。

計画では、10年間で事業をやり終える予定でしたが、1978（昭和53）10年になっても事業が完了しないため、この法律を3か年延長し、事業を進めました。さらに、1982（昭和57）年4月には「地域改善対策特別措置法」を、1987（昭和62）年4月には、5年間に限った法律「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」をつくりました。なお、1992（平成4）年と1997（平成9）年に5年延長され引き続いて同和問題の解決を図るための施策がなされています。

これを受けて、県でも同和地区の経済的・社会的・文化的な生活水準の向上をはかるために、同和対策事業を進めています。

② これまでのとりくみの成果

法律では、同和地区の人々の経済力を高め、生活の安定と福祉の向上をはかるために、各種の同和対策事業が必要であるとして、「生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進」などの事業を、国や県市町村は積極的に進めるべきだとしました。

そこで、道路の整備、下排水路の改善、住宅の改良など、生活環境の改善については、かなりの成果をおさめてきました。また、同和地区の子どもたちの高校への進学率も向上してきました。結婚においても、同和地区の人と同和地区外の人との結婚の割合も以前にくらべて高くなってきました。

5

③ 残されている課題

同和問題解決のために、とりくんできましたが、まだ課題が残されています。とくに心の中にある差別意識によって、結婚やつきあいの時など、差別的なことばや態度となってあらわれがちです。ですから、このようなことがなくなるように、同和地区の人々に対する偏見を、とりのぞいていかなければなりません。

わたしたちは、何ごとにおいても自分の目でたしかめ、まちがいや不合理なことなどを正しく見きわめてから、自分の考えで行動していく姿勢がなければならないのです。

とくに、同和問題は、封建時代 15
につくられた身分制度によって、
こんにちの社会に残されている
不合理な差別問題であることを
正しくとらえ、間違った考えを
改めていくように努力すること 20
が大切です。





(2) 偏見と差別

つぎの詩を読んで、みなさんはどう思いますか。

人の値うち

何時かもんぺをはいて
バスに乗ったら

隣座席の人は

おばはんと呼んだ
戦時中よくはいた

この活動的なものを
どうやらこの人は年寄りの
着物と思っっているらしい

よそ行きの着物に羽織を着て

汽車に乗ったら

人は私を奥さんと呼んだ

どうやら人の値うちは

着物で決まるらしい

講演がある

何々大学の先生だと言え

ば内容が悪くとも

人びとは耳をすませて聴き

良かったと言う

どうやら人の値うちは

肩書きで決まるらしい

江口 いと

名も無い人の講演には

人びとはそわそわとして帰りを急ぐ

どうやら人の値うちは

学歴で決まるらしい

立派な家の娘さんが

部落にお嫁に来る

でも生まれた子どもはやっぱり

部落だと言われる

どうやら人の値うちは

生まれた所によって決まるらしい

人びとはいつの日

このあやまちに

気づくであろうか

(「^{いば}荊を越えて」から)

「江口 いと」さんの略歴

○大正元年十二月二十日愛媛県に生まれる。

○愛媛県同和对策協議会の役員として永年勤める。

○昭和五十六年詩集「荊を越えて」を発刊した。

○歌集「赤星山」に数多くの歌を掲載する。

① 偏見とは

この詩の中の人たちのようなものの見方・考え方を偏見といいます。たとえば、障害をもった人を冷たい目で見たり、ばかにしたり、外国人をきらったり、おそれたりする。これらはみな偏見なのです。したがって、偏見が人をきずつけるのは言うまでもありません。さらに、この偏見が、ことばや行動など、いろいろな形となってあらわれ差別につながっていくのです。

わたしたちの生活をふり返るとき、こうした偏見によって人をきずつけたり、差別をしていることはないでしょうか。もう一度、自分の心の中をのぞいてみましょう。

10

② 部落差別とは

わたしたちの生活の中には、職業や学歴、貧富、家がら、地位、男女…等で人を見下げたり、差別したりして、基本的人権を侵すようなことはないでしょうか。しかし、これらの差別は、その背景、個人の努力や世代がかわることによって、自然に差別がなくなることもあります。

15

ところが、部落差別はどうでしょうか。

「同和地区に生まれ育った」ということだけで、偏見をもたれ、就職や結婚そのほか日常生活の中で差別されるのです。しかも、世代がかわって、子どもや孫の代になっても差別がつきまどってきたのです。

同和地区の人々に対して、憲法で保障されているはずの基本的人権が保障されてるとはいえませんが、まったく根拠のない差別が、いまだに根強く残され同和地区の人たちの生活をおびやかしているのです。

20

事 例 「Kちゃんの思い出」

私は小学校の頃、「差別」という言葉の持つ内容があまりピンときませんでした。しかし今、私は「差別」という言葉を二度と聞きたくはないのです。私はその言葉を耳にすると、どうしても、あの事件がよみがえってくるからです。あの頃の私を思い出すと、出口のない暗闇に落ちていくような思いになります。— 5 度犯した過ちは償うことのできないものだということが実感として迫ってきて、いてもたってもいられない思いになるのです。

私が中学に入学した頃のことです。クラスの中に、もう「差別の芽」は開きかけていました。私達のクラスにKちゃんという女の子がいました。Kちゃんは俗にいう「窓ぎわ族」的存在でした。授業で先生に指されても、隣の子に聞こえる 10 か聞こえないかくらいの小声でしか発表しないような生徒でした。だからクラスでは、全く目立ちませんでした。しかし、そんなKちゃんをクラスのほとんどの子がいじめていたのです。

Kちゃんは人から見てけっして清潔には見えませんでした。そしてへんなあだ名をつけられてはいやがられていました。私もみんなといっしょになってKちゃ 15 んのあだ名を言っていました。そのことで何度か先生に呼び出され注意されたこともありました。

そういうクラスの中に、一人だけKちゃんのことをかばう女の子がいました。よくいじめられている子をかばうと自分までいじめられるという話を聞きますが、その子はKちゃんと仲よくしたからといって、そのようなことは全くありません 20 でした。それというのもクラス全体がKちゃんのことしかいじめようとはしなかったからです。そんな集団の中であって、自分のしていることを考えることもなかった私ですが、そのたった一人、いじめに参加しなかった女の子と親しくなることによって、確かに私は変わっていきました。その子がKちゃんに対して他の人と区別することなく接している姿をずっと見ているうちに、今まで自分がKち 25 ちゃんにどんな卑劣なことをしてきたのか、ということに気づいたのです。

それからというもの、私はKちゃんをいじめなくなりました。それどころか今度は私もKちゃんをかばうようになりました。

「えりちゃん、このごろKちゃんのこと、はげましてくれているんだって。Kちゃんから聞いたよ。先生、うれしくなっちゃった。」ある日、担任の先生が私 30 を呼んで、そんなふうに私をほめてくれました。その時の先生のはずんだ声、泣き顔のようにも見えた笑顔が今もあざやかに胸によみがえります。

しかし、そんなことがあってまもなく、Kちゃんは重い病気にかかって、帰ら

ぬ人となってしまったのです。ほんとうに思ってもみないことでした。今までKちゃんをいじめていた人達は、どんなに後悔したか。

Kちゃんの死を知らされた時の恐ろしい沈黙、忘れられません。その日、クラス全員、とほうにくれて泣きました。音楽の時間には、音楽の先生が、「別れの歌」をくり返し、くり返し合唱させてくれました。涙がとめどもなく流れてきました。

死んでしまったKちゃん。私達はKちゃんが死ぬまで、自分達のしてきたことのおろかさに、気づきませんでした。そして、死んでしまってからそれに気づくというのは、なんとも悲しいことです。

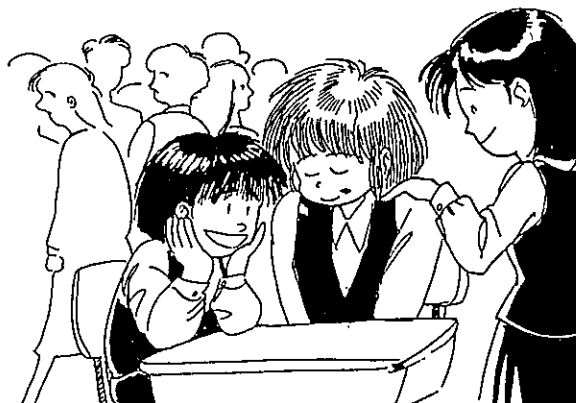
現在、この世の中には弱いだれかをいじている人が、数えきれないほどいることでしょう。子供の世界ばかりではありません。大人の世界にも多くの差別があります。部落出身ということだけで恋人と別れなければならなかった例を身近に聞いたこともあります。私達子供より、知識も知恵もある大人が、どうしてそんな、いわれのない昔の身分にこだわって差別をするのでしょうか。いじめや差別からは、不幸しか生まれてこない気がします。差別する人もされる人も、不幸です。Kちゃんの思い出はそれを語っています。いじている人の一人でも多くが、自分が今していることの恐ろしさ、結果がどうになるかを考えてほしいのです。そして差別する暗い生き方とは逆に、Kちゃんをずっとかばいつづけた素晴らしい私の親友のような、勇気ある正しい生き方を一人でも多くの人がしてくれたなら、幸福の輪が広がると思うのです。私もそのように生きたいです。誰かを差別し、誰かを傷つけ、とりかえしのつかない思いに、自分自身も傷ついて、出口のない暗闇におちていくようなあの思いは、もう味わいたくありません。

「差別」という言葉を二度と聞かないですむ日がくるように願いながら、将来に向かって歩み続けていきたいです。

《出典》

25

昭和62年度群馬県人権作文最優秀作品（県内中学校3年 女生徒）

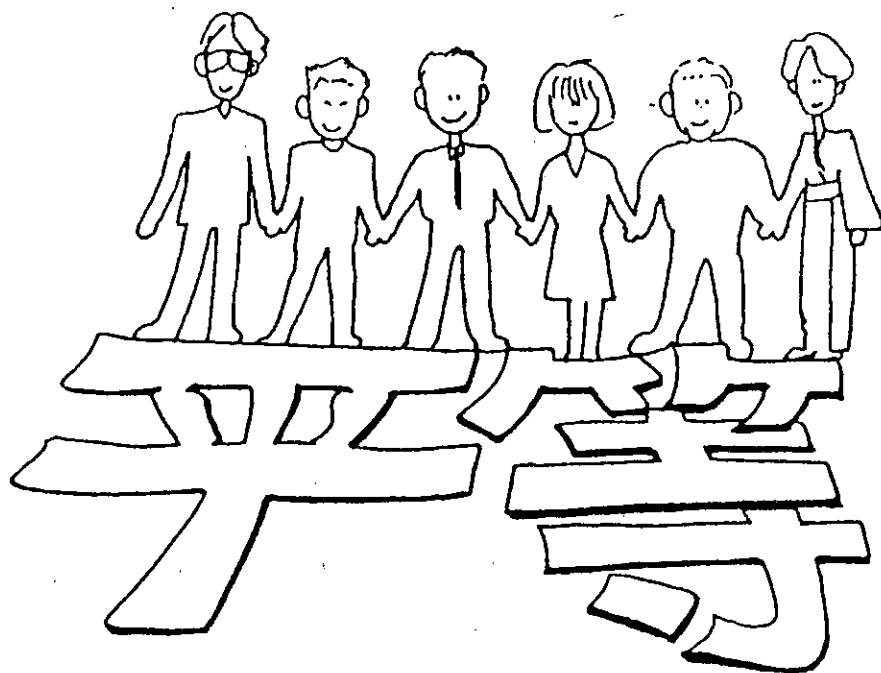


(3) 差別のない社会をめざして

① 一人一人の問題として

日本国憲法で示されている基本的人権が、すべての国民に保障されるような社会をつくるために、同和問題の解決を「国民的課題」としてとりあげ、これまでに多くの法律をつくるなどして、同和地区の生活環境の改善などを行っています。国や県・市町村では、講演会や映画会を開いたり、広報などをおして同和問題の解決に努めています。

これまでに、いろいろな政策によって成果をおさめています。同和地区内の道路の整備や下排水路の改善など、生活環境の面は、だいぶ改善されています。しかし、心の中にある差別意識は、まだのこされています。結婚や就職のとき、同和地区出身ということだけで差別されることがあるのです。



みなさんは、このような差別をどう思いますか。心理的差別がなくな
らないかぎり、同和問題が本当に解決したことにはならないのです。

わたしたち一人一人が、同和問題を自分自身の問題として考え、解決
のためにすすんで努力しなくてはなりません。他人のことだと思ってい
たのでは、いつになっても差別はなくならないで、次の世代に同和問題 5
を伝えていくことになるのです。

② 差別をなくす行動を

みなさんは、この「心ゆたかに」を学習することで同和問題を正しく
理解できたと思います。

これからは、日常生活の中で、すじ道をしっかりとたてたものの見方 10
や、考え方をして、同和問題を正しく判断し、自分の問題として考え、
勇気をもって差別をなくすよう行動することです。「自分には関係ない」
では、偏見や差別がのこされるだけで、同和問題の解決にはならないの
です。

みなさんは、学校生活でことばや行動で心を傷つけられたり、いじめ 15
をされて、仲間はずれになった友達を見たことはありませんか。このこ
とも差別ですから、なくすよう行動することです。そして、みんなが
仲よく、楽しい学校生活ができるようにすることです。

みなさんの行動が、差別のない明るい社会をつくるのです。みなさん
の時代には、部落差別のない世の中になるよう行動しましょう。 20

(4) 人間の尊重

① 他人をいたわる心

みなさんは、「雨ニモ負ケズ 風ニモ負ケズ・・・」という詩などで有名な宮沢賢治という人を知っていますね。彼は、大正10年に岩手県の花巻農学校の先生になりましたが、冷害や凶作を繰り返す厳しい風土と 5 たたかい続けている農民の恵まれない生活、その苦しみと喜び、希望と悩みに心を動かされ、自分も彼らとともに生きるべきではないのか、と思うようになりました。5年後、ついに花巻農学校を辞めた彼は、自らも開墾農業を始めて農民になりきるとともに、「おれたちはみな農民である。ずいぶん忙しく仕事もつらい。もっと明るくいきいきと生活する 10 道を見つけない。」と、村々の農業生産力を高めるために東奔西走の毎日を送りましたが、それからわずか7年後の昭和8年、過労と心労の中で37歳という短い生涯を閉じました。「世界全体が幸福にならないうちは個人の幸福は有り得ない」という言葉を残して――。

自分を大切にし自分の能力を最大限に発揮することが人間尊重の第一 15 歩だと言われます。しかし、それにも増して、他人をいたわる心がなければ真の人間尊重とは言えないのではないのでしょうか。真の人間尊重は自分は他人と違うという意識よりも、他人は自分なのだという意識が根底にあってこそ成立するものです。宮沢賢治はそのことを実践した人であり、他人の痛みを自分の痛みとして感じ得た人だったと言えます。 20

② 自分自身を大切にする心

昭和56年度文芸賞受賞作「1980アイコ16歳」の中に、「人間って、心の底はみんなエゴイストだ。だけど、もっと底はとても温かい。」という一節があります。主人公アイコは、体育の持久走がだいの苦手なのですが、それでも自分自身に「完走！完走！」といいきかせながら根性だけを頼 25

りに走り続けます。しかし、走り続けながらアイコは、自分より後ろにまだ二、三人がいることで救われるように感じている自分が嫌でたまらないのです。一番後ろの人の存在をだれが受け止めるのかエゴイストの自分にそれができるのか、とアイコは自分に問いかけています。

どんなエゴイストでも、自分自身を大切にするとしたら、他人も大切に 5
できるはずです。他人を大切にすることは、自分が大切にされる
ことなのです。

③ 他人の立場を尊重する心

わたしたちが求める社会は、一人一人がしっかりとしたものの方・
考え方のもとに、自己の充実をはかり、お互いに幸せに暮らせる地域社会 10
です。それは、ただ単に自分の権利を主張するのではなく、他人の立場
をそれぞれ尊重しあう心の豊かな地域社会です。そして、この真に心の
豊かな地域社会を作るための大きな課題の一つが「同和問題の解決」な
のです。したがって、「同和問題の解決」なくして、真に人間尊重の豊
かな地域づくりは達成されないのです。

15



お わ り に

みなさんは「心ゆたかに」で、同和問題について学習しました。

同和問題とは同和地区の人々だけの問題でなく、こんにちの社会に生きているすべての人たちの問題であることが理解できたことと思います。

また、同和問題の解決にむけて今まで多くの人々が努力をしてきたことや、それでもなお、いまだに課題が残されていることもわかったと思います。

この残された課題の解決には、みなさんがここで学んだ正しい知識と考えのもとに勇気ある行動をすることが必要です。

みなさんが問題に直面したとき、誠意をもって努力すれば、必ずや人々の心をうち、今まで誤った考えをもっていた人の心をも正しく変えることができるのです。

その時、誰もが「人間として生まれてきてよかったなあ」と心から喜び共に生きていける世の中となるのです。

年 表

	日 本 の 歩 み	部落差別と差別解消の歩み
安土・桃山	1582年 太閤検地 1588年 刀狩 1590年 豊臣秀吉、天下統一 1591年 身分統制令	
江戸	1603年 徳川家康、征夷大將軍 1615年 士農工商の身分制度の確立 // 武家諸法度 1637年 島原の乱 1639年 鎖国令 1649年 慶安御触書 1716年 享保の改革開始 1787年 寛政の改革開始 1837年 大塩平八郎の乱 1841年 天保の改革開始 1867年 大政奉還	1778年 えた、ひにんの風俗取り締まりを各藩に命令 1815年 松代藩のおきて書 1856年 播州(兵庫県)で渋染一揆
明治	1868年 明治維新 1872年 壬申戸籍 1873年 地租改正 1889年 大日本帝国憲法発布	1871年 身分解放令 1871年～1873年 解放令反対一揆 1902年 岡山県に備作平民会結成 1903年 大日本同胞融和会の結成 1906年 島崎藤村「破戒」を発表
大正	1914年 第一次世界大戦 1918年 米騒動、シベリア出兵	1914年 帝国公道会創立 1922年 水平社結成(水平社宣言)
昭和 和	1937年 日中戦争 1941年 太平洋戦争 1945年 農地改革 1946年 日本国憲法公布 1950年 朝鮮戦争	1946年 部落解放全国委員会結成 1951年 オール・ロマンス事件 1960年 同和对策審議会の設置 1965年 同和对策審議会が答申 1968年 壬申戸籍の閲覧を禁止 1969年 同和对策事業特別措置法 1982年 地域改善対策特別措置法 1987年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 1992年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 1997年 //

資 料 作 成 委 員

(平成3年度)

柳 澤 利 彦	(伊勢崎市立広瀬小学校教諭)
石 関 幸 夫	(太田市立宝泉東小学校教諭)
池 田 登	(渋川市立南小学校教諭)
古 澤 勝 幸	(新里村立新里中学校教諭)
佐 藤 憲 治	(倉淵村立倉淵中学校教諭)
佐 藤 宏 治	(群馬町立南中学校教諭)
吉 田 清	(榛名町立第五小学校教諭)
石 田 章 字	(榛東村立榛東中学校教諭)
水 野 守 雄	(吾妻町立原町中学校教諭)
金 村 長 本	(大泉町立西中学校教諭)
桑 原 幸 正	(西部教育事務所指導主事)
石 原 博	(東部教育事務所指導主事)
樺 沢 俊 治	(教育センター指導主事)

イラスト 藤木 聖士 (平成2年度群馬大学教育学部卒業)

人権教育資料

心ゆたかに

(中学生のための同和教育資料)

初 版 昭和63年度	第7版 平成7年度
改訂版 平成元年度	第8版 平成8年度
第2版 平成2年度	第9版 平成9年度
第3版 平成3年度	第10版 平成10年度
第4版 平成4年度	第11版 平成11年度
第5版 平成5年度	第12版 平成12年度
第6版 平成6年度	第13版 平成13年度

平成14年8月31日発行

編集発行 群馬県教育委員会 人権教育室

〒371-8570 前橋市大手町1丁目1番1号

電 話 027-226-4642